

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県栗原市鶯沢南郷北沢向3番地の4
 氏 名 菅原産業細倉運輸株式会社
 代表取締役 菅原 澄

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和3年11月1日
 許可の有効年月日 令和8年10月31日

- 1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
 汚泥（含水率8.5パーセント以下のものに限る。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類 以上5種類
 （これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。以下余白）
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 3 許可の条件
 なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
 平成8年11月1日許可
 平成13年3月28日変更許可（「がれき類」の追加及び「自動車等破砕物を含む。」に変更）
 平成13年11月1日更新許可
 平成18年11月1日更新許可
 平成23年11月1日更新許可
 平成24年9月19日変更許可（「汚泥（含水率8.5パーセント以下のものに限る。）」の追加）
 平成28年11月1日更新許可
 令和元年9月11日変更届（法人代表者変更に伴い許可証書換え）
 令和2年6月19日変更届（法人代表者変更に伴い許可証書換え）
 令和3年11月1日更新許可
- 5 積替え許可の有無 有 ・ (無)
- 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。